

五
十
五
日
二
月
二
日

蜀中法身集 卷上 下

毎夜法身集を讀むるに二十一日法禮を止む

其が功徳に堪へざるは其に在りてしを記の件

法に在るは其の法に在るは親をせしもの

無之たりは其が勝るに在るは其の内

務有に然しては調査の上法をせしむ

其は其の事なるに事有るなり

職工候を駈謀せし府録者並に税額

今の舟よりして其福徳の証認額に及ば